

国立大学法人静岡国立大学機構設立及び大学再編に関する合意書

国立大学法人静岡大学と国立大学法人浜松医科大学（以下「両法人」という。）両法人の統合（新法人設立）と両法人が設置している「静岡大学」、「浜松医科大学」（以下「両大学」という。）を静岡地区大学、浜松地区大学の2大学（以下「新大学」という。）に再編することを以下のとおり合意する。

1. 新法人設立・大学再編の目的

- (1) 新法人の傘下における大学間の垣根を越えた分野横断的な連携関係を構築する。
- (2) 両大学それぞれの専門分野を生かした教育・研究を推進するとともに、法人統合及び大学再編を通じた従来にない新たな教育・研究分野の開拓と人材育成を行う。
- (3) 法人統合による経営面での業務の一元化及び新大学の地域ごとでの独立的運営を組み合わせた経営資源の効率的運用を行う。
- (4) 上記経営の効率化によって得られる新たな資源を活用した機能強化を推進する。
- (5) 以上の改革と一体となった産学連携・地域連携・国際連携を強化する。

2. 合意事項

- (1) 両法人を統合し、新法人を設立するとともに両大学を新大学に再編する。
- (2) 両法人の統合・新大学への再編及び新法人設立の時期については、2021年度を目途とし、新大学による最初の入学者の受入については、2022年度を目指して文部科学省と必要な手続きや日程等について具体的な調整作業に入る。
- (3) 新法人の名称（仮称）は「国立大学法人静岡国立大学機構」とし、新大学の名称については上記の文部科学省との調整も踏まえて今後早急に決定する。
- (4) 新法人の本部の設置場所については、新法人及び新大学のそれぞれの業務内容についての検討結果に基づいて今後早急に調整する。
- (5) 統合・再編に向けての実務的作業及び両法人間で調整の必要な事項についての審議は、引き続き連携協議会において行う。なお、連携協議会において確認された事項については、必要に応じて確認書を作成する。
- (6) 両法人は、法人の統合、大学の再編に向けて誠意をもって取り組むものとする。また、本合意書の内容、解釈について疑義が生じた場合、あるいは意見の相違があった場合は、双方誠意をもって協議し、解決するものとする。

本合意書締結の証として本書2通を作成し、署名の上、各1通を保有する。

平成31年 3 月29日

国立大学法人静岡大学 学長

石井 潔

国立大学法人浜松医科大学 学長

今井 弘之

確 認 書

国立大学法人静岡大学と国立大学法人浜松医科大学（以下「両法人」という。）は、国立大学法人静岡国立大学機構設立及び大学再編に関し、両法人の統合（新法人設立）・新大学への再編後に新法人の責任において対応すべき事項について以下のとおり確認する。

1. 新法人設立の際、現に両法人の教職員である者は、別に辞令を発せられない限り、新法人設立の日において、新法人の教職員となるものとする。
2. 新法人の教職員の待遇については、統合・再編を理由として現時点での水準を下回ることにならないよう措置するものとする。
3. 新大学の部局等の運営経費については、統合・再編を理由として現時点での水準を下回ることにならないよう措置するものとする。
4. 新大学の教育研究環境（電子ジャーナルや情報インフラ等）については、統合・再編を理由として現時点での水準を下回ることにならないよう措置するものとする。
5. 附属病院の収益及び損失については、原則として附属病院内で処理するものとする。
6. 新法人設立後、新大学それぞれの経営方針等を審議する機関として、各大学に経営協議会分科会を設置するものとする。
7. 合意後、早急に連携協議会の下に浜松地区及び静岡地区における大学の将来像・振興策について検討する専門委員会を設置し、教職員との丁寧なコミュニケーションと合意に基づき進めるものとする。

この確認書の成立を証するため、本書2通を作成し、署名の上、各1通を保有する。

平成31年 3 月29日

国立大学法人静岡大学 学長

石井 潔

国立大学法人浜松医科大学 学長

今野 弘之